

製

五年 画数 14
オシ セイ
筆順 一 合 告 制 製

成の立ち



「切つてほどよく“調える”」と言う意味の“制”(5年 753)と、“衣服”的“衣”とを組み合わせて作った字です。
「布を切つて調えて、衣服を“つくる”(製造する)」ことを表した字です。

今では、衣服に限らず、「物を作る」事の意味に使われています。

税

五年 筆順 画数 12
ワシ オン フン ゼイ
和 稲 稅

成の立ち



「着物を“脱ぐ”」という意味を表した“兑”と、稻の意味を表した“禾”とを組み合わせて作った字です。

「取り入れた稻の一部を脱き出し、役所に納めるために別にした稟」を表した字です。

昔は、取れた稟の一部を公共用の費用に当てるため役所に納めました。これを“税”と言いました。今ではお金を納めますので、“税金”と言います。今では、農家に限らず、所得に応じたお金を“税金”として納めます。それで、これを“所得税”と言い、いろいろな種類の“税”があります。

使い方

七五八

△同じ物を作るのでも、道具の場合には製作と言います
が、独創的な芸術品の場合は“制作”と言います。だから、コンピューターは製作ですが、映画や絵画は“制作する”と書きます。

熟語例

五年

△製作 (製も作も“つくる”こと。品物を作ること)
△製造 (製も造も“つくる”こと。品物を作ること)
△特製 (特別に作つたもの。また、特に念入りに作つたもの)

△製品 (作られた品物)

△製紙 (紙を作ること)

△製糸 (糸を作ること)

△製法 (製造する方法)

△調整 (“調え作る”という意味のことばですが、注文に応じて物を作ることに使います。)

△和製 (和は日本のこと。日本製。例このパナマ帽は、パナマで買ったのですが、よく見たら和製でした。)

△税金 (税として納めるお金。税には、所得税、住民税、関税、財産税など、いろいろの種類があります。)

△納稅 (税金を納めること)

△課稅 (税金を課す「わりあてる」こと。)

△徵稅 (税金を徴集「とりたて」すること。)

△脫稅 (脱は“のがれる”こと。納めなければならない税金をごまかして納めないこと。)

△關稅 (昔、関所を通る人に課した税。今は、外国から輸入する品物に課す税を言います。)

△稅關 (關稅を取りあつかう役所。空港や開港場にあって輸出入品をとりしまり、徵稅をします。)
△所得稅 (所得の金額に応じて課稅される税で、国税の

△住民稅 (都道府県市町村が住民に課稅する税)

五年

七五九